

～ 大切なお知らせ ～

# 電力等価格高騰緊急支援給付金

(低所得者の子育て世帯への加算給付) のご案内

受給には手続きが必要です

- 電力等価格高騰緊急支援給付金 (低所得の子育て世帯への加算給付) は、住民税非課税及び均等割のみ課税の子育て世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

## 給付金の支給額

児童一人あたり **5 万円**

## 給付金の支給時期

令和6年 8月15日受付分まで…	8月30日
令和6年 8月30日受付分まで…	9月13日
令和6年 9月13日受付分まで…	9月30日

以降支払日は月末支払いとなります。

## 給付金を受け取るための手続き

- 対象となる世帯には、王滝村から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認後、必要個所に記入の上、王滝村に返送してください。  
※振込先金融機関口座確認書類・本人確認書類の添付が必要となります。

### 【確認事項】

- ① 基準日時点で、生計を同一にする対象児童を扶養していること。
- ② 世帯の全員が、住民税所得割が課されている他の親族等の扶養を受けていないこと。
- ③ 他の市区町村から本給付金（児童1人につき5万円）の支給を受けていないこと。



王滝村役場福祉健康課住民係  
**0264-48-2001**

受付時間 平日8:30～17:15

この給付金は、「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」（令和5年法律第81号）の規定により、差押禁止等及び非課税の対象となります。

この給付金は、**物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税一体支援枠分）**の活用事業です。